○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三　号　久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二四二九番二まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三九〇番一から同市北波多徳須恵字前田一〇四七番一三まで	前	一二・五六～二五・一二メートル
	後	一五・三三～二四・四〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二号　唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多徳須恵字前田一〇四七番一三まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内	前	二四・五四～二八・四八メートル
	後	三〇・七七～三〇・九七メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号　志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月六日

国会事項

衆議院

議事日程

三月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和八年三月五日（木曜日）

午後一時開議

一　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

二　国務大臣の演説（令和八年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

質問主意書提出

三月四日議員から次の質問主意書が提出された。

「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五号）

人事異動

法務省

（名古屋地方検察庁豊橋支部検事）検事　大竹　綾佳

辞職を承認する（二月二十八日）

（最高検察庁検事）検事　坂本　佳胤

辞職を承認する（三月一日）

（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官法務省刑事局公安課長）検事　栗木　傑

法務省刑事局公安課長に充てる

（東京高等検察庁検事）同　杉原　隆之

方検察庁検事兼東京地法務省刑事局国際刑事管理官に充てる

東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上三月二日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小川理津子

岐阜地方裁判所判事に補する

岐阜地方裁判所長を命ずる

兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する

岐阜家庭裁判所長を命ずる

岐阜簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　村上　貴昭

広島高等裁判所判事に補する

広島簡易裁判所判事に補する

広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　菱田　泰信

広島高等裁判所岡山支部長を命ずる

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事　絹川　泰毅

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

岡山簡易裁判所判事に補する